

○留置の委託及び受託に係る統裁制度の実施について

平成25年 3 月 25 日

留 管 第 3 2 9 号

警 察 本 部 長

留置の委託及び受託に係る統裁制度の実施について（通達）

埼玉県被留置者の留置に関する細則の一部を改正する訓令（平成25年埼玉県警察本部訓令第12号）の施行に伴い、留置の委託及び受託に係る統裁制度の実施について（平成17年留管第61号）の全部を改正し、平成25年 4 月 1 日から次のとおり実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 目的

警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）間の留置の委託及び受託（埼玉県警察被留置者の留置に関する細則（平成26年埼玉県警察本部訓令第35号。以下「細則」という。）第42条の規定による留置の委託及び受託をいう。以下「委受託」という。）の円滑化を図るため、あらかじめ指定する統裁官に統裁（警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長から委託留置を要する被疑者等についての警察本部第一留置施設、警察本部第二留置施設、警察本部第三留置施設若しくは警察本部第四留置施設又は留置警察署（以下「留置施設」という。）の確保申請があった場合に統裁官が留置施設を指定することをいう。以下同じ。）の全てを行わせ、もって委受託に係る業務負担の軽減を図ろうとするものである。

第2 統裁の基本

県内における全ての委受託について、統裁官に対して統裁を申請するものとし、警察署長等の間での委受託の留置調整を要しないこととする。

第3 委受託の基本

委受託は、統裁に基づき行うものとする。ただし、警察署長は、次の事項に配慮すること。

- (1) 委受託は、警察署長間の相互協力関係が必要不可欠であることを認識し、被疑者等は自署で留置するという原則にのっとり、自助努力を徹底すること。
- (2) 委託は、共犯事件であるなど、細則の規定に基づき行うものとし、病弱者、処遇

上特に注意を要する者等の委託を行うなどにより、警察署長間の相互協力関係を損なうことのないようにすること。

第4 体制

1 統裁官

統裁官は、総務部長をもって充て、統裁の運営について統括する。

2 統裁管理者

統裁管理者は、総務部留置管理課長をもって充て、統裁官の指揮を受け、統裁を管理する。

3 統裁運用責任者

統裁運用責任者は、総務部留置管理課留置センター所長をもって充て、統裁管理者の指揮を受け、統裁の運用に係る事務を行う。

4 統裁担当者

統裁担当者は、総務部留置管理課課長補佐のうち統裁管理者が指定したものをもって充て、統裁運用責任者の指示により統裁に係る事務を担当する。

5 統裁補助者

統裁補助者は、総務部留置管理課係長のうち統裁管理者が指定した者をもって充て、統裁担当者が不在等により業務に当たることができない場合に限り、統裁に係る事務を補助することができる。

第5 統裁

1 申請

警察署長等は、委託しようとする被疑者等の健康状態、共犯関係、特癖、前歴等を調査の上、被留置者委託申請（受託報告）書（細則別記様式第7号）又は埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務（埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務実施要領（平成元年埼例規第5号・留管・情管）に定めるものをいう。）により統裁管理者を経て統裁官に申請するものとする。

2 統裁手続

(1) 委託先留置施設の選定

前記1の申請を受け、統裁官の管理の下、統裁管理者は、委託先留置施設の看守勤務員一人当たりの負担数等を勘案の上、最も適切と認める留置施設を選定し、受

託要請を行うものとする。この場合において、統裁管理者は、前記1の調査が不十分であると認める場合は、委託申請を行う警察署長等に再調査を求めることができる。

なお、委託先留置施設の選定に係る優先順位は、次のとおりとする。

ア 協議済留置施設

合同捜査等、必要により警察署長等の間で事前協議を行い、委受託の合意がある場合は、これを優先する。

イ 前記ア以外の留置施設

近隣の留置施設のほか、看守勤務員一人当たりの負担数、留置施設の収容率、特別要注意者等の指定状況、護送経路、委託側の希望等を勘案の上、統裁管理者が選定する。

(2) 委託要請を受けた留置施設の措置

統裁管理者から前記(1)の統裁に基づく受託要請を受けた留置業務管理者は、特別な理由がある場合を除き、これを受託しなければならない。

なお、特別な理由とは、次のいずれかに該当することとする。

ア 留置しようとする被留置者の共犯者又は関連被疑者を既に留置している。

イ 反抗癖、病気等特に注意を要する被留置者を受託する場合で、既に対面監視を実施中である、又は留置保護室若しくは戒具を使用中であるなど受入れ不可能な具体的理由がある。

ウ 暴力団関係被疑者の委託先として指定された場合で、既に抗争事件の相手方の組員が在場している。

エ その他統裁官が必要があると認めた場合

(3) 受託できない場合の措置

受託要請を受けた留置業務管理者は、受託できない場合は、速やかにその旨を受託不能理由書（別記様式）により統裁管理者を経て統裁官に報告するものとする。

なお、受託後に生じた重大な支障により留置が困難になった場合も、同様とする。

(4) 再統裁

統裁官は、前記(3)の報告があった場合は、その内容について審査し、特別な理由又は重大な支障が正当であると認めるときは、統裁管理者に再統裁を行わせるもの

とする。

3 収容基準人員外収容

統裁管理者は、必要により留置施設の収容基準人員を超えて収容するよう統裁することができる。

4 留置に際し特に注意を要する者等の取扱い

統裁管理者は、特に必要があると認めるときは、埼玉県警察被留置者の留置に関する細則の運用について（平成26年留管第619号）第21の1の規定にかかわらず、病弱者又は処遇上特に注意を要する者を留置保護室を備え、又は単独収容が可能な施設を有する留置施設に統裁することができる。

また、粗暴癖又は反抗癖が認められ、保安上特に注意を要する者についても同様とする。

第6 その他

1 警察署長と統裁管理者との緊密な連携

警察署長等は、統裁管理者との緊密な連携を図るとともに、統裁に必要な情報を積極的に提供すること。

2 執務時間外における適正かつ円滑な運用

(1) 警察署長等は、執務時間外における委受託が適正かつ円滑に行われるよう、細則第8条第3項に規定する職務代行者に必要な指示を徹底すること。

(2) 統裁管理者は、執務時間外における統裁が円滑に行われるよう、統裁運用責任者、統裁担当者及び統裁補助者に必要な指示及び任務付与を徹底すること。

3 留置施設間の意思疎通の徹底

警察署長等は、委受託が円滑に行われるよう職員への指導教養を徹底するとともに、委受託後の相互の意思疎通を図ること。

4 留置施設収容実態の早期登録

効率的な統裁を実施するため、被留置者の新規入場時及び出場時は、速やかに埼玉県警察情報管理システムによる被留置者管理業務実施要領の規定に基づく被留置者ファイルへの登録を完了すること。

実施日（平成25年3月25日留管第329号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

実施日（平成26年4月8日留管第345号）

この通達は、平成26年4月17日から実施する。

実施日（平成26年7月4日留管第625号）

この通達は、平成26年8月1日から実施する。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和4年3月10日留管第144号）

この通達は、令和4年3月18日から実施する。

実施日（令和4年8月24日少第374号）

この通達は、令和4年9月1日から実施する。

実施日（令和6年3月21日留管第227号）

この通達は、令和6年3月21日から実施する。

【様式別表省略】